

南福子第66号
令和2年4月9日

保護者各位

南城市新型インフルエンザ等対策本部
本部長 瑞慶覧 長敏
《公印省略》

新型コロナウイルスの影響により家庭保育等を実施した際の保育料の取扱いについて

平素より本市の教育・保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

コロナウイルス感染防止を目的とし、令和2年4月6日付南福子32号において保護者の皆様へ協力をお願いした家庭保育について、下記のとおり取り決めましたのでお知らせします。

1. 家庭保育を実施した場合の保育料の取扱いについて

保育料の徴収のある3号認定児の保育料については、家庭保育を行った日数に応じて日割り計算による減免措置を行います。現時点では、保育料減免対象期間内に家庭保育のために休園した日数を園に確認し、算出した減免対象の保育料を還付または後月分の保育料と相殺することを予定しております。詳細は後日改めてご連絡します。

2. 保育料減免対象期間

南城市立小中学校の学校休業期間と同期間（現在は、4月7日（火）～4月19日（日））

3. 保育園等が休園となった場合の保育料の取扱いについて

市からの要請により保育園等が休園した際の保育料についても、上記と同様に日割りで減免対象とします。

※現時点での休園対象は、職員・児童に新型コロナウイルスへの感染確認が出来た保育園等となっていますが、今後の状況によっては、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、感染者がいない保育園等についても臨時休園を行う場合があります。